

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月25日
香川県知事 浜田 恵造

1. 意見の対象となった届出に係る公告
平成29年4月7日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
2. 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス坂出元町店
坂出市元町三丁目1558番地外
3. 法第8条第1項の規定により坂出市から聴取した意見の概要
該当なし
4. 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 1. 意見書を提出した者
坂出商工会議所
 2. 意見の概要
当該店舗が立地する県道33号線は坂出市の生活面・産業面での幹線道路であり交通量も多く、渋滞も頻繁に発生している。さらに近年、周辺沿線において交通事故も多発している。
来店車(者)、商品の搬出入車について、届出書に記載された対応策を十分に徹底され、安全確保に万全を期して頂きたい。

5. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び坂出市建設経済部産業課
縦覧期間	平成29年8月25日から同年9月25日まで